

中央本部は、12月6日申6号「鉄道事故等報告手続（規程）の見直し」に対する団体交渉（第2回）を開催しました。項目3の『従来の輸送影響、物の損害を中心に見直すことから「A」「B」「C」の分類を削除されたい。』について議論しました。

主な議論のポイントとやりとりは以下の通りです。

①「A」「B」「C」の区分を削除されたい。

組合：輸送影響を把握するのは部内で管理すれば良いだけで「A」「B」「C」の分類は必要ない。

会社：区分は従来から発生後の影響度を把握する必要があり統計上必要である。

組合：安全上のリスクを中心とした考え方に見直すわけであり、現行の「A」「B」「C」が含まれる必要はない。

会社：「A」「B」「C」の区分けは、規程見直しの内容とは関係なく、統計上把握することを主体としているので、改正のイメージ図から「A」「B」「C」の記載を削除し、本実施前に改めて全社員に主旨を説明する。

②区分と処分の位置付けについて

組合：区分により懲罰の重軽に影響が出るのではないかと危惧している。

会社：区分と処分は別物である。処分は就業規則に基づき取り扱う。

組合：報告を全てあげて区分したことにより処分につながってしまう。しかし、職場では区分と処分が同様に考えられており、その点を十分に周知されたい。

会社：「A」「B」「C」の主旨の区分を改めて徹底させていく。

③「規程見直し」の主旨の相違について

組合：規程見直しの認識が本社と支社・現場で違っている。また、目的が理解されず報告をあげるだけになっており、職場の認識が不十分である。

会社：現場長を再度集めて勉強会を計画している支社もあり、改めて主旨説明、認識の一致を図っていく。

組合：職種によっては受け止め方が違うし説明資料も職場によって違う。

会社：組合の指摘については認識しており改善に向けて取り組む。

交渉事項はあと3点を残していますが、会社はあくまで2012年1月1日実施の姿勢を崩していません。中央本部は、施策の実施は労使合意が前提であることを交渉で明らかにし、会社の1月1日実施ありきの姿勢を糾していきます。